

平成28年7月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成28年7月11日

場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成28年7月11日(月)午後3時00分
- 3 閉会日時 平成28年7月11日(月)午後3時35分
- 4 出席委員(13名)

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
3番 小野寺邦男 委員	4番 田中誠 委員
6番 四木俊一 委員	7番 久田伸一 委員
8番 木村喜和 委員	9番 吉田勝 委員
10番 三浦英雄 委員	12番 新山秀男 委員
13番 斎藤正 委員	14番 渡辺耕一 委員
15番 金淵盛一 委員	
- 5 欠席委員(2名)

5番 高館孝 委員	11番 山内松次郎 委員
-----------	--------------
- 6 会議に付した案件  
町議案  
報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第13号 農地の転用事実に関する照会について  
議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
県議案  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
------------	------------
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員  
事務局次長 佐藤一也 事務局主事 川村徹朗
- 9 書記  
事務局主事 川村徹朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成28年6月27日告示招集いたしました平成28年7月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、佐藤次長より説明いたします。

次長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成28年6月27日告示招集されました平成28年7月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、5番 高館 孝委員、11番 山内 松次郎委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

1番 古里 厚子委員、2番 金沢 幸弘委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はあり  
ません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第11号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明い  
たします。  
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を  
受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第11号を報告済みといたします。

次に報告第12号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いた  
します。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知  
書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第12号を報告済みといたします。

次に報告第13号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 報告第13号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第13号を報告済みといたします。

次に議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

6番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。  
四木委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

3番 報告第12号の9番と議案第7号の53番は同じ場所なのに、報告第12号で  
小野寺委員 は犬落瀬字坪毛沢25-91-1、議案第7号では犬落瀬字坪毛沢25-91  
となっていますが、どちらが正しいのでしょうか。

次 長 台帳上は一筆なのですが、25-91-1と25-91-2と小筆で分けて25-91  
-1の部分のみ貸借をしていた場所であり、解約上は小筆の地番が付いています。です  
ので、どちらも正しいです。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第7号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第7号は承認することに決定いたしました。

つづいて、県議案第4号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 県議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。  
農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったの  
で、県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。  
  
事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより県議案第4号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって県議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。  
以上をもちまして、六戸町農業委員会7月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時35分 】